

1 ホットラインの導入
平成29年6月1日～(平成29年度水防計画書に明記)

2 基本方針

○洪水予報河川(3河川)・水位周知河川(38河川)・県管理ダム(治水容量のある14ダム)を対象に行う。

○洪水予報河川については、以下の事象が発生したときに行う。

①避難判断水位(レベル3)に達し、氾濫警報を発表したとき。

【避難準備・高齢者等避難開始の目安】

②氾濫危険水位(レベル4)に達し、氾濫危険警報を発表したとき。

【避難指示の目安】

③氾濫が発生し、氾濫特別警報を発表したとき。

○水位周知河川については、以下の事象が発生したときに行う。

①避難判断水位に達したとき【避難準備・高齢者等避難開始の目安】

②氾濫危険水位に達したとき【避難指示の目安】

③氾濫が発生したとき。

○異常洪水時防災操作を行うダムについては、以下の場合に通知を行う。

①緊急放流(異常洪水時防災操作)の3時間前

②緊急放流(異常洪水時防災操作)の1時間前

③緊急放流(異常洪水時防災操作)開始時

危険度のレベル	水 位	洪水予報河川 水防法第10条、11条	水位周知河川 水防法第13条
5	氾濫の発生	【ホットライン】 〇〇川 氾濫特別警報 氾濫発生情報	【ホットライン】 〇〇川 氾濫発生情報
4	氾濫危険水位	【ホットライン】 〇〇川 氾濫危険警報	【ホットライン】 〇〇川 氾濫危険情報
3	避難判断水位	【ホットライン】 〇〇川 氾濫警報	【ホットライン】 〇〇川 氾濫警戒情報
2	氾濫注意水位	〇〇川 氾濫注意報	
1	水防団待機水位		

※市町村の避難指示の発令判断の目安
・住民の避難判断の参考になる水位

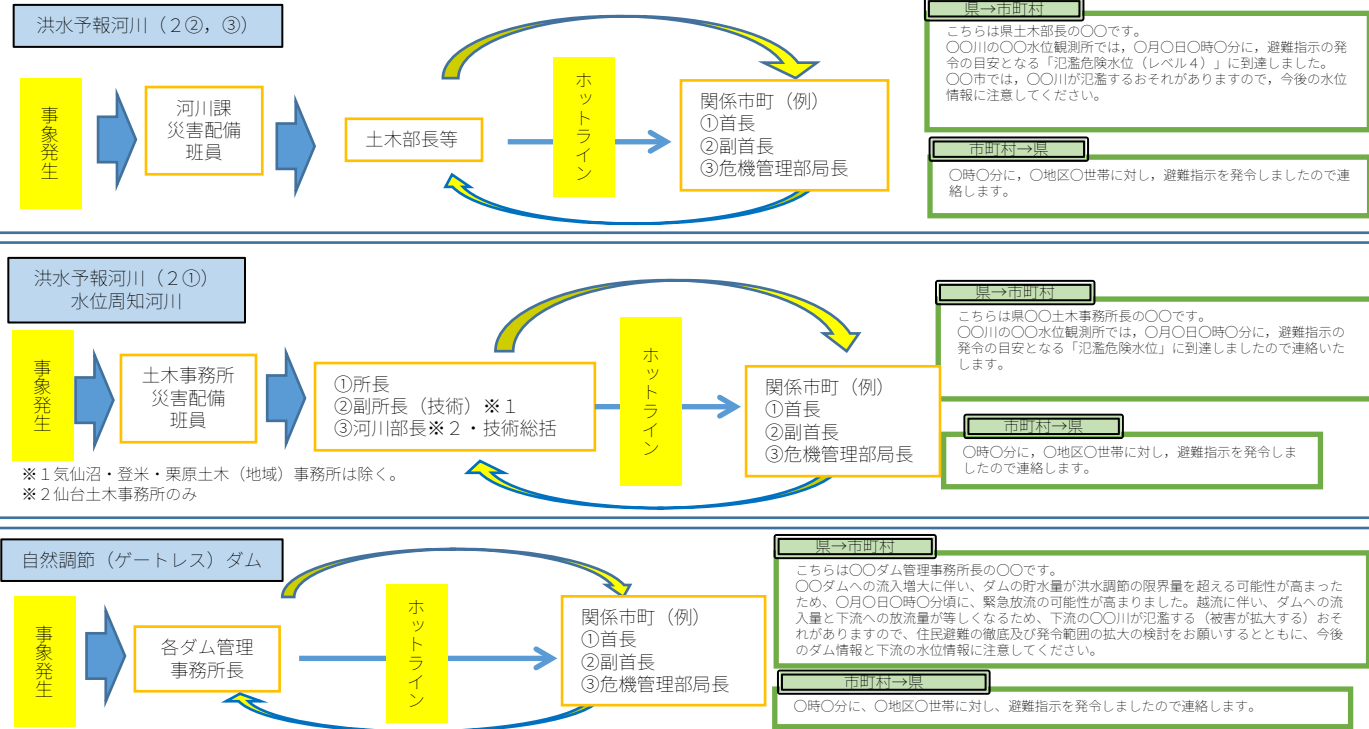
・市町村の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安
・住民の氾濫に関する情報への注意喚起

水防団の出動の目安

※氾濫危険水位以外の水位でも情報発表している河川あり

⇒ 水防法に明記

3 ホットラインの連絡体制



4 気仙沼・南三陸圏域におけるホットライン構築状況

河川名	対象市町村	避難判断水位 (レベル3)	氾濫危険水位 (レベル4)	氾濫発生 (レベル5)
水位周知河川	大川(大川本町)	気仙沼市	所長→首長	所長→首長
	鹿折川(鹿折大橋)	気仙沼市	所長→首長	所長→首長
	津谷川(花見橋)	気仙沼市	所長→首長	所長→首長
避難情報の目安		(高齢者等避難)	(避難指示)	(緊急安全確保)
ダム名		河川名	対象市町村	
自然調節(ゲートレス)ダム	払川ダム	伊里前川	南三陸町	